

「チャウパディ慣習根絶令」を巡る ネパールの女性たち ——月経慣習と法の間——

伊 藤 ゆ き*

【キーワード】 ネパール チャウパディ ジェンダー 月経 不浄 マオイスト

【要旨】 ネパールにおける女性の人権活動は、1990年の民主化闘争とともに都市において活発化した。さらに、21世紀になって、開発が遅れた中西部や極西部の村落にも、その地域を反王制闘争の拠点としていたマオイストを媒介として拡大し、ネパールは南アジア諸国で先進的な女性の法的地位を実現したと国際社会で評価された。しかし、2010年1月にアッチャム郡のチャウパディ・ゴートで起きた2人の死は法令やマオイストの人民戦争をもってしても、『マヌの法典』から続くヒンドゥー女性に対する不浄観を打破できなかった現実を見せ付けた。

はじめに

ネパール最高裁判所¹⁾は2007年5月9日に、「チャウパディ慣習根絶令 (Chhaupadi pratha unmulan garna baneko nirdeshika)」²⁾を発した(邦訳第2章参照)。しかし、2010年1月にネパール極西部のアッチャム郡で、2人がチャウパディ・ゴート(家畜小屋や出産・月経専用小屋(写真参照)³⁾内で死亡していた事件⁴⁾があり、国連機関および各種人権団体⁵⁾は、チャウパディ慣習はネパール社会の陋習に基づく女性への差別であり人権侵害問題であるとして、国際女性デーに際し、BBC、アルジャジーラ⁶⁾やリパブリカ⁷⁾等のメディアを通して世界に向けて発信した。

今日までの研究では、Lynn Bennettをはじめとする文化人類学者が、ヒンドゥーの高位カースト社会における不浄観や儀礼について、様々な角度から研究を行ってきた⁸⁾。また、不浄階層とされるダリットに関しても多数の論文が発表されている⁹⁾。さらに、初潮、出産、死の儀

*非常勤講師／ジェンダー

礼についても観察が行われてきた¹⁰⁾。しかし、日常的な月経の場合、竹内麻里子が不浄の空間概念を論じ、Anita Pradhan が医学分野の調査を行なっているものの、チャウパディ慣習については、ネパール人研究者が人権問題として取り上げている¹¹⁾のみである。

本稿では、第1章で、ネパールのヒンドゥー社会の月経慣習¹²⁾と女性に対する不浄観が、どのように浸透し実施されているかを述べ、第2章で、「チャウパディ慣習根絶令」の法制背景を述べる。さらに第3章では、女性人権活動の流れを整理する一方で、多数の女性兵士を擁してゲリラ活動が続けてきたマオイストはどのように考えていたかを語る。結論では、同様の慣習があった日本の民俗学調査¹³⁾を参考に、法律と慣習の間を埋める緩和策として月経前女子教育の重要性を述べ、さらに、外部社会からは、人権活動および法的罰則以上に、地域の経済開発に重点を置き、女性の経済的自立を図ることで、社会の内部から月経慣習を排除する機運を高めることが効果的であると述べる。

第1章 慣習

I-1. チャウパディ慣習の概要

出産・月経・死などの出血に対する恐れ、不浄観、忌み、それを避けるための慣習は、多かれ少なかれ、世界中の多くの民族社会で確認されており、日本も例外ではない¹⁾。ネパールのチャウパディ慣習は、穢れが他人へ伝染すると信じられているヒンドゥー社会において、出産や月経中の女性を日常生活から隔離する慣習であり、山村のみならず都市でも、多かれ少なかれ行われている。今回の「チャウパディ慣習根絶令」の狙いは、首都を含む中部、東部の一般的な家庭内隔離慣習ではなく、ネパールの極西部・中西部・西部開発地域²⁾で行われているチャウパディ・ゴートなどの屋外隔離慣習の根絶を指している。チャウパディ・ゴートの形状は、家畜小屋、あるいは扉や窓も無く土間に雨露をしのぐ屋根がある程度の粗末な隔離小屋である。夜間の野獣の被害やレイプの危険性に加え、一定期間拘束される女性の食物禁忌が人権侵害に近いと問題視されている。

女性たちは、初潮と出産の際には11～12日間、通常の月経期間は4～5日間、この小屋で寝起きするが、昼間も拘束されている地域と、されない地域がある。沐浴は毎日、あるいは3日目などに行う決まりの違いがあるが、ほぼ4日目以降に日常生活に戻る。本来は、ヒンドゥーの上位カーストであるバフン（ブラーマン）やチェトリなど、不浄に対する禁忌観念が強い階層で行われていたが、村によっては最下層のダリットやマガルなど、ヒンドゥー化した中間山地民族の間でも行われている（Kandel, [?])。各地で隔離状況は異なるものの、禁忌事項はほぼ共通している。小屋の中では、サラスワティー神（女神）の不興を買うという理由で睡眠が禁じられ、ミルク、ヨーグルト、精製バター、肉類など栄養のある食物が禁じられている。乾燥食品、塩、米のみが与えられ、麻袋に包まって寒さを防ぎ、不潔で危険な夜を過ごさねばならない。月経期間、公共の場に出ること、神事に関わること、水や食物に触れること、他人に

触ること、樹木や果物に触れることが禁じられるなど、社会から隠蔽するための多くの禁忌がある。教師や公務員でさえ勤務できず、少女たちは学校で授業を受けられない。遠来の客が訪れても、自宅はおろか村内に入ることも許されない。時には、年に1度の全国統一高等学校卒業資格試験（SLC）を受験することもできず、将来の進路を閉ざされてしまった事例も報告されている（Pradhan, 2009）。しかし、村の若者や男性が海外出稼ぎに行くことが、一種のライフスタイル化している現在、村を守るのは女性である。その女性が月に4~5日間日常活動から隔離されると、実際には家畜や農業に大きな影響があり、貧困な暮らしが、ますます苦しくなる。

大都市では、チャウパディ・ゴートを設置する空間もなく、村落共同体の監視も無いことから、各家庭内の納戸や屋上が月経期間を過ごす場所として使用される。日中は屋上で過ごす姿が見られるが、屋内においては、浄領域と不浄領域が分かれており（竹内, 2006）、台所、神室は清浄な領域であるため触れてはならない。規制は舅・姑と同居する家庭では厳しい場合が多い。ただし、近年では核家族と共稼ぎ家庭が増加しており、生活スタイルの変化とともに月経中の禁忌観は薄れつつある。そうした若い世代では、登校、出勤、家事など、通常と変わらぬ行動が許容されてきている。都市の高等学校では月経を含む性教育が男女共学で行われているところもある。また、若い男性は月経に対する不浄観が希薄であり、月経中のSEXは妊娠の危険が無いといった新聞記事を、一般的に目にするようになった。一方で、月経中は家事が免除され、一種の月経休暇だったため、友人たちが集まってお菓子を食べ、肌の手入れをする楽しみな機会だったのにと、残念がる中年女性の声も聞かれる³⁾。

I-2. ヒンドゥーの月経に対する不浄観

ネパールが立憲君主制国家から民主共和制国家になり、世俗主義国家になったとはいえ、国勢調査で見る限り、国民の約80%はヒンドゥー教徒である。その人々の女性観（伊藤：2008,p.182）の基礎となっている『マヌ法典』では、月経や出産などの穢れについて下記のように述べている⁴⁾。

第3章 家長の生き方（ブラーフマナ）

3-46：女性に固有の妊娠適時は、善き人々によって非難される別の4日（月経開始後4日間）を含めて（月に）16夜あるといわれている。

3-47：これらのうち、（月経開始後の）初めの4日および11日目と13日目は非難される。残りの10夜が推奨される。

3-239：チャンダラ、豚、牡鶏、犬、月経中の女、去勢者は、ブラーフマナが食べるのをみてはならない。

第4章 家長の生き方（続き）

4-40：情欲が高まって、月経中の妻と交わってはならないし、同じ寝台で一緒に寝てもならない。

- 4-41：なぜならば、(月経の) 汚れが溢れる妻と交わるとき、男の知力、威力、体力、視力、および寿命が失われるからである。
- 4-42：(月経の) 汚れが溢れる彼女を避けるとき、その者の知力、威力、体力、視力および寿命は増大する。
- 4-44：威力を望む最高のブラーフマナは、自分の目に軟膏を塗っている彼女、香油を塗っている彼女、裸の彼女あるいは分娩中の彼女を見てはならない。
- 4-57：空き家に独りで寝てはならない。自分より優れた者に意見をしてはならない。月経中の女と話してはならない。招かれないのに供犠に向いてはならない。
- 4-208：(バラモンは) ブラーフマナ殺しによって見つめられたもの、月経中の女の触れたもの、鳥が啄ばんだもの、犬が触れたもの(を食してはならない) バラモンは、(次のようなものを) 決して口にしてはならない。
- 4-212：医者、猟師、残酷な人間および残食を食する者の(食べ物)、ウグラの食べ物、出産後10日未満の不浄な者の食べ物(を食してはならない)。触れたときは沐浴によって清められる。
- 第5章 家長の生き方(続き)
- 5-66：流産のときは、(胎児の) 月数の(昼)夜で清められる。月経中の女は月経が終わったとき沐浴することによって清められる。
- 5-85：チャンデーラ、月経中の女、パティッタ、出産後10日未満の女、死体、彼らに触れた者—これらの者たちに触れたときは沐浴によって清められる。

上記のように、月経や出産の穢れ期間の日数や隔離の定めは、紀元2世紀頃に書かれたとされる『マヌ法典』と一致している。そして、月経中の女性は、チャンデーラ(ダリット)、シュードラ(奴隷)、豚、牡鶏、犬と同等とされている。さらに、第5章の「女の生き方」では、「幼くとも、若くともあるいは老いても、女は何事も独立に行ってはならない。たとえ家事であっても(5-147)」。さらに、「子供のときは父の、若いときは夫の、夫が死んだときは息子の支配下に入るべし。女は独立を享受してはならない(5-148)」、「夫は、性悪で、勝手気ままに振舞い、良い資質に欠けていても、貞節な妻によって常に神のように仕えられるべし(5-154)」と記している。

コンセンサス(総意、国是)を形成することが難しい多民族・多文化社会でありながら、この男性優位意識や不浄観念は、山間民族や下位階層にも受け入れられた共通認識といえよう。最高裁判所が陋習と断定し、その根絶を命じ、人権団体や欧米系NGO(多くがキリスト教系)によって表面的には権利意識が浸透したかに見えるが、それは都市の表層に限定されており、2000年にわたって浸透した価値観を覆すまでには至っていない。

I-3. ポカラ女子大「さくら寮」生へのアンケート

2008年3月に、ポカラ女子大のさくら寮に寄宿する21名の教育学部生に月経に関連する講

義を行った際のアンケート⁵⁾から、村落でのチャウパディ慣習の様相を窺い知ることができた。ネパールは、多民族・多文化社会であり、全ての地域が厳格な不浄隔離を行っているわけではない。しかし、国民の80%近くがヒンドゥーであり、地域の違いと禁止事項の違いは、それほど大きくないことが分かった。さくら寮の学生たちは、原則として、極西部、中西部開発地域24郡から選考されているため、75%の学生の出身地が、チャウパディ慣習が根強く残る地域と重なっている。調査人数は少ないものの、およそその実態を窺い知ることができる。21人の内、ムスタン郡出身のタカリー族の学生以外は、全てヒンドゥーであり、同じ慣習の中で、生活してきたことが分かる。

調査学生数：21人、年齢：16-19歳

出身郡：極西部開発地域、中西部開発地域を中心に、合計14郡

(1) 共通禁止事項（ムスタン郡のタカリー族を除く）

- ①初潮は11日間（または12日間）、月経中は4日間、家へ入ってはいけない
- ②他人に触ってはいけない（特に、自分の父、男兄弟に触れてはならない）
- ③子どもに触ってはいけない
- ④寺に行ってはいけない、プジャ（お参り）をしてはいけない
- ⑤家の中、村の中で食べ物を食べてはいけない
- ⑥料理をしてはいけない
- ⑦ミルク、ヨーグルト、果物に触ってはいけない
- ⑧寒くても、雨が降っても、家に入ってはいけない
- ⑨一日中、起きていなくてはならない

母親の教え

- ①水瓶や、重い荷物を背負うなど、きつい仕事をしてはいけない
- ②毎日沐浴をして、清潔を保ちなさい
- ③ナプキンを時々替えなさい。1日に2~3回洗濯し、人目につかないところに干すこと
- ④お腹が痛い時には、横になっていなさい
- ⑤長期の旅行は控えなさい、走ってはいけない

期間中チャウパディ・ゴートで何をしていたか

- ①自分の体の手当てを行う
- ②沐浴を頻繁に行う
- ③4日間が経過するのを待つ
- ④ナプキンの洗濯や替えの準備をする

月経への不満

- ①常に漏れないかどうか、周囲のものを汚さないかと心配をしなければならない
- ②自ら行動を規制しなければならない

- ③女に生まれたことを不幸だと思う
- ④毎月の月経が疎ましいし、不便だ
- ⑤男性の後に従うことが当たり前になってくる
- ⑥女性の体は危険

初潮年齢は、カトマンズのロイヤル・クマリ（処女信仰に基づく生神、国家守護神）の交代年齢を12歳と定めていることから、平均的に12歳前後と考えてよいだろう。女子生徒が小学校5年生から中学校へ入る段階で、進学者が40%に減少するが、その年齢とほぼ一致する⁶⁾。ポカラという大都市の学生寮では、月経中でも日常と変わらない生活が行われているため、チャウパディ慣習が無いかわりに月経休暇も無い。学生たちが母親から教えられたことは、手当ての仕方と、清潔を保つこと、月経期間中の禁止事項と身の処し方である。月経の科学的知識を得る機会は、ほとんど無かった彼女たちは、初潮の意味が分からず、ほぼ全員が「怖かった」と述べている。学生寮で、出身地では得られなかった体の発育、男女の第二次性徴、月経の仕組み、性欲、出産、更年期、様々な月経用品と使い方、製作法の知識を得て、男性を産む女性の体が穢れているはずがないことを学び、驚いている。

アンケートには、月経の煩わしさ、行動の不便さ、4日間を無為に時を過ごさねばならないことの苦痛、身体的不快などに対する不満、女に生まれたことの嘆きが書き並べられているが、チャウパディ慣習に対する不満や人権問題であるとの意識は表現されていない。そして、卒業して出身地の学校勤務が始まると、現地のエリート教師であるにもかかわらず、慣習を踏襲する一員となり、1人で改革の旗手になることは難しい。つまり、彼女たちは、都市での生活様式と、村での慣習を使い分けて暮らしている。

I-4. 女子中学生の月経に対する知識

2007年に発行されたカトマンズ大学の医学誌に、首都カトマンズ近郊の3校で150人の女子中学生（13-15歳）を対象として行った月経に関する知識調査⁷⁾が発表された。ただし、調査の目的は、清潔さを保つために市販の使い捨てナプキンを推奨することであった。以下、その集計の一部を引用した。

*月経はなぜ起こるか	成長の一過程	6%	ホルモンの影響	36.7%
*市販使い捨てナプキン使用率	11.3%	布（木綿サリーの古布）など	89%	
*登校してよいか	YES	29.3%	NO	70.7%
*調理してよいか	YES	0%	NO	100.0%
*寝所は家の中か	YES	7.3%	NO	92.7%
*いつもの場所で食事をできるか	YES	0%	NO	100.0%
*誤って人に触ってしまったら	水を掛ける	91.3%	何もしない	0%
	沐浴	8.7%		

この調査から、中学生の年齢になると、既に伝統的な不浄観の中で月経期間を過ごしていることが分かる。つまり、彼女たちは、毎月月経という具体的な不便さを体験し、日常生活から

隔離され、不浄として扱われている間に、男性と同等の能力があることに自信を無くしてゆき、男性優位の社会を無意識に是認する訓練が行われる。ポーヴォワールが言ったように、女という性が作られてゆき⁸⁾、それが、かくも長い間ヒンドゥーの男性優位社会を継続させてきた要因の1つであろう。つまり、人間としての権利意識が芽生える前に、女性自身の中に、男性優位を是認する精神的刷りこみ作業が毎月反復され、社会的土壌が形成されるのである。

第Ⅱ章 法律

Ⅱ-1. 「チャウパディ慣習根絶令」

「チャウパディ慣習根絶令」

序－女性の身体構造を理由として、一定の年齢の間にあられる月経に関して中西部および極西部、特にカリコット、ダデルドゥラ、ダイレック、フムラ、ジウムラ、アチャム、バジュラ、ドティ、バジャン等丘陵地で社会的な問題となっているチャウパディ慣習は、女性の健康に対する権利侵害である。

この慣習によれば、初潮を迎えた少女は11日から15日間、未婚の女性は5日間、既婚女性は4日間チャウパディ・ゴートに居なければならない。（これは保健衛生の視点から危険である）。この期間中には公共の場（水汲み場、道、学校、寺院など）に出ることを禁止され、また栄養のある（ミルク、ヨーグルト、精製バター等）食物を食べてはならないとする習慣がある。このような習慣は、中西部、極西部の田舎で特に強く見られる。同様の習慣は産婦に対しても11日間行われている。体力的に衰弱しているこの期間に栄養を摂取させない慣習により、女性の健康はさらに厳しくなっている。さらに、家屋内の家事を禁じられるため、屋外の仕事の負担が大きくなり、問題はさらに厳しくなっている。このような差別的な扱いを根絶するために、最高裁判所は2005年5月2日¹⁾付けで下記のとおり判決を下す。

- 1) 女性をチャウパディに入れる慣習を、首相府や内閣官房は陋習であると明言する。
- 2) 保健省は医師も含めた研究グループを作り、チャウパディ慣習が女性や少女に与えている影響を調査し、その解決方法を講じる。
- 3) チャウパディ慣習に反対する公共認識を高めるため、地方開発省が現地の機関／組織を利用する。
- 4) 女性・子ども・社会福祉省は、女性に対するこのような差別を根絶するために、指令を出して実行する。

チャウパディ慣習

理由－他の、通常の機会に行われる慣習よりも、月経中の女性に対して何らかの束縛を課す慣習は、ネパール社会では全国的に、かなりな程度存在している。伝統的に男女差別が

あり、社会的に男性優位を維持するために、チャウパディ慣習のような因習、伝統、迷信、陋習が踏襲されてきた。男女ともに、古くから社会に深く根ざした迷信、陋習、慣習等によって、極中西部および中西部の女性や母親および子どもの安全および保健に対して、深刻な問題となっていることが調査で明らかにされている。

影響—チャウパディ慣習の悪影響は下記の通り

- * 少女及び女性の健康が徐々に壊れて行く。
- * 女性は肉体的、精神的に弱っていく。
- * 月経中、通学が禁止されているため、少女達の教育が遅れる。
- * 家から遠くに隔離されるため、性的犯罪の被害に悩まされている。
- * 動物や蛇等により、生命の危険にさらされている。
- * 母親と共にいる乳児の健康に深刻な影響を与える。

解決方法—最高裁判所の判決を実施するため、ネパール政府（当時ネパール王国政府）は2006年5月6日、（チャウパディ）慣習は陋習であると決定し、既に声明を出した。しかし、課題の深刻さを考えるなら、伝統的に受けいられている迷信および陋習、または女性に対してなされている様々な差別的な行為の結果として現れてきたこの慣習を根絶するのは、一つの声明だけでは不可能である。したがって、解決のためには、国家、国民、当事者双方など、全ての人々、周囲の集团的・協力的努力が大いに必要とされる。そのために、最高裁判所の判決を受けて、ネパール政府は下記の政令を発した。

「チャウパディ慣習を根絶すること」 政令—2064²⁾

最高裁判所の2005年5月2日の判決により、ネパール政府が下記のように政令を発する。

第1条： 政令名および開始—

- 1.1 当政令名は、「チャウパディ慣習根絶令 政令—2064」とする。
- 1.2 当政令は、直ちに施行される。

第2条： 目的—

中西部および中西部以遠のいくつかの郡で、初潮を迎えた少女が11日間から15日間、未婚の女性は5日間、既婚女性は4日間チャウパディ・ゴートに居なければならないこと、この期間中には公共の場所（水汲み場、道、学校、お寺など）に出ることを禁止されていること、栄養のある食物、ミルク、ヨーグルト、精製バター等を食べさせないなどの、女性に対する差別および陋習を根絶し、平等な社会を作ることが当政令の目的である。

第3条： チャウパディ慣習を根絶するための対策—

チャウパディ慣習を根絶するためにネパール政府は、下記のようなプログラムを施行する。

(1) 直ちに実施するプログラム

1. チャウパディ慣習について人々が持つ古い考えおよび習慣に反対する人々の意識を覚醒させる方策をとる。

2. チャウパディ慣習で直接被害を受けた少女に、女性の健康や彼女の栄養補給についての、知識を与える。
3. チャウパディ慣習を根絶しようとする人・家庭・コミュニティを尊ぶ。

(2) 長期的なプログラム

1. 女性を経済的社会的及び政治的に強化し、社会や国のすべての分野で彼女達を平等に参加させるためにプログラムを実行する。
2. 法的に女性の人権を保障して平等な社会をつくる。

第4条： プログラムを実施する機関 -

4.1 チャウパディ慣習のあるすべての郡において、第3条によるプログラムを実行するため、下記のとおり、機関代表のいる郡、市庁、村開発委員会に委員会を設置する。

4.1.1. 郡レベルの委員会

- 1 - 郡開発委員会、コーディネーター
- 2 - 郡管理委員会、メンバー
- 3 - 郡教育委員会、メンバー
- 4 - 郡保健所、メンバー
- 5 - 郡警察署、メンバー
- 6 - 国内及び国際非政府組織、メンバー
- 7 - 女性リーダーグループ代表者、メンバー
- 8 - 少年クラブ代表者、メンバー
- 9 - 教師代表者、メンバー
- 10 - 女性開発事務所

4.1.2. 市庁及び村開発委員会レベルの組織

- 1 - 市庁及び村開発委員会、コーディネーター
- 2 - 市庁及び村開発委員会にある政府役所の代表者、メンバー
- 3 - 国内及び国際非政府組織、メンバー
- 4 - 女性リーダー、女性グループ代表者、メンバー
- 5 - 少年クラブ代表者、メンバー
- 6 - 教師代表者、メンバー

4.2 4.1項による委員会は、プログラムを実行する際、計画を立て、実行する。

4.3 現地の機関は、第3条のプログラムを会計年度の事業計画に取り込み、必要な予算を利用すること。

第5条： 対象諸コミュニティ

第3条のプログラムを実行するための対象グループは、下記のとおり

- (1) 学校
- (2) チャウパディ慣習に影響を受けた少女及び女性

(3) コミュニティ (呪術師 (ダミ)³⁾、ジャンクリ⁴⁾、パンディット⁵⁾、伝統的村長⁵⁾ など)

(4) 家長はじめ家族のメンバー

(5) 諸政党

第6条： 資金の執行

チャウパディ慣習を根絶するために、4.1 項の委員会は下記の資金調達を使用するものとする。

(1) 地域機関や組織の資金

(2) 政府の資金

(3) 国内および外国機関の資金

(4) その他の資金

第7条： 協力すべき者

チャウパディ慣習を根絶するために、国民・一般への説明責任を持つ地位にある者、影響を受けた少女および女性の家族をはじめ、社会の一般市民すべては、チャウパディ慣習を根絶する責任がある。

II-2. 「チャウパディ慣習根絶令」発令の経緯

2003年、複数のNGO⁶⁾が共同で提出した、チャウパディ慣習撤廃に関する公益訴訟 (Public Interest Litigation (PIL)) では、地方裁判所 (A division Bench) 判事 Arup Raj Sharma および Arjun Prasad Singh によって、女性・子ども・社会福祉省 (Ministry of Women, Children and Social Welfare) に対して、チャウパディ慣習根絶の法制化が命じられた。同時に、最高裁判所法廷 (Apex Court) は保健省に対して3ヶ月以内にチャウパディ慣習の影響について調査書を提出するよう求めた⁷⁾。また、地方開発省に対しても、地域住民のチャウパディ慣習に対する覚醒を促進するよう命じた。その結果、女性たちが月経期間中、困難な状況にあり、差別を受け、野獣に襲れたり、レイプされるなどの被害を受けている実態が明らかになった。

2005年5月2日に上記の最高裁判決が出され、2005年5月5日に、政府に対して1ヶ月以内に、この陋習を根絶するために必要な関係法令を関係省で作成し、最高裁判所に提出するよう命じたが、9月になっても各省の法令は作成されていなかった。このため、最高裁判所は、首相府、議会、女性・子ども・社会福祉省、法務省、裁判所判事および議会事務局に実行を急ぐよう命じた⁸⁾。1年後の2006年5月9日になって、ネパール王国政府は、チャウパディ慣習は陋習であること決定し、声明を発した。さらに1年後の2007年5月9日に、「ネパール王国憲法 1990」に基づくネパール王国最高裁判所が受けた公益訴訟は、国家体制が王制から民主共和国に変わった政府によって「ネパール暫定憲法⁹⁾」の下で、「チャウパディ慣習根絶令」として実現した。

このことは、ネパールという国家を、『マヌ法典』を行動規範とした慣習社会から、法治国

家にきり変えようとする、チャレンジ宣言と言えるであろう。

第三章 人権

III-1. 2005-2007年のネパール

2005年のネパールは、最後の国王ギャネンドラ（Gyanendra Bir Bikram Shah Dev）を国王とする立憲君主国（シャハ王朝またはゴルカ王朝）であり、ヒन्दゥーを国教とする世界で唯一の国家であった。1996年2月に“人民戦争（People's War）”を宣言し、反王制闘争を始めたネパール共産党毛沢東派（通称マオイストまたはマオバディ。現在はネパール共産党（統一毛沢東派＝マオイスト）と改称）は、通称プラチャンダ（Pushpa K. Dahal）をリーダーとし、ネパール西部の丘陵地ロルパを拠点として、政府軍、武装警察隊との戦闘をしだいに激化させ、地方自治体の拠点をことごとく破壊した。両軍の闘いで14,000人近い犠牲者を出し、ネパールは、事実上無政府状態になっていた。地方の貧困層や農民階層は積極的あるいは強制的にマオイスト支持層となっていく。彼らは、村落部から徐々にカトマンズやポカラなど都市を包囲しはじめ、正常な日常生活が困難な状態であった。マオイストは、ネパール正規軍の女性兵士を含め、男女ほぼ同数であると称していた。¹⁾

2006年11月21日に、7政党とマオイストが停戦に合意し、包括和平協定に調印した。続いて、2007年1月15日に166条からなる暫定憲法が施行された。さらに、同年12月29日にネパール暫定議会が240年間続いた王制を廃止し民主共和国を宣言した。この「チャウパディ慣習根絶令」は、いわば前近代的国家体制（王制をそう呼ぶなら）から近代国家体制への変換期の象徴的な産物である。

III-2. 女性の権利活動

1990年の民主化以来、都市における高位階層・高学歴女性たち²⁾による女性の権利活動は、国際的な関係団体や国際機関と連携し、着実な成果を上げていた。開発が遅れた西部地域に拠点を据えたマオイストの活動は、都市から出なかった女性の権利活動団体と、政治思想は一致しなくとも、活動目的に関しては利害関係が一致した。さらに、両者の中間に欧米のINGOや国際機関が介在し、活動しやすい状況であったといえよう。

さらに、「ネパール条約法（Nepal Treaty Act）」第9条第1項³⁾は、ネパールが批准、受託、承認した国際法に抵触する全ての国内法は自動的に無効となり、廃棄され、国際法をネパール国内法として直接利用することが出来ると定めており、批准した国際法にも裁判規範性が認められる。1990年の民主化直前から、子ども権利条約や女性差別撤廃条約（CEDAW）など、国内事情とは違いすぎる国際法が、矢継ぎ早に批准されたが、このおかげで、ネパール女性の法的地位は、現実と乖離していようとも、自動的に高められたのである。しかし、法を使いこなせる都市の高学歴階層と、法による保護を実際に必要としていた多くの貧困な女性たちとの法的地位の格差を拡大したとも言える。

南アジア諸国内においてネパール女性の法的地位は高く評価されており（伊藤：2008, p.184）、高学歴女性の社会進出は、めざましかった。2006年には、公務員職の33%を女性に割り当てる法案、および男尊女卑に該当する118項目にわたる法規制の見直しも可決された。マオイストが政府のあらゆる機関に配属された状況は、女性の権利拡大活動にとっては利点が多かった。

Ⅲ-3. チャウパディ慣習撤廃とマオイストの語り

2010年3月6日、JICAの研修で日本に招かれていたネパール共産党（統一毛沢東派＝マオイスト）の女性トップ・リーダーの一人であるパンパ・ブサルさん（Pampha Bhusal）に会った。「マオイストの女性兵士は、戦場で月経になった時、どのような扱いをされていたのか、月経用品は配布されていたのか?」「武器を扱う能力で男女平等を証明するという方法もあるだろうが、チャウパディから女性を解放することこそ、マオイストが率先して村々で行なうべき活動だったのではないかと、質問をした。彼女は、まさに、チャウパディ慣習廃止が法令化された2007年の12月に、コイララ内閣で、子ども・女性・社会福祉大臣を務めたのである。彼女は、驚きと緊張した顔つきになり、自身については、チャウパディ慣習は踏襲せず、普段どおりの生活だったと語った。さらに、日本で工業製品の月経用品が肌のトラブルを引き起こし、生理痛やアレルギーを引き起こすこと、自然に還元されない高分子素材であることから、布ナプキンへの関心が高まっていると、サンプルを見せると、非常に関心を示した。ネパール国内でマオイストの活動が盛んになるにつれ、女性の権利意識が高まり、国外の支援を受けた都市の知識人団体を中心として、ダリット解放運動や人権活動と同様にチャウパディ慣習廃止運動も組織的に行なわれ、最高裁判所への提訴となった。しかし、マオイストの中では、女性の最も基本的な月経の問題は政治活動と結びついていなかったか、あるいは、男女平等の権利を主張することが優先され、女性の特殊性を主張することが憚られる環境であったとも言えよう。

2010年8月17日、カトマンズで、サリヤン出身の元マオイスト女性兵士Sさんを訪ねた。14歳で村の幼馴染だった同じダリットのマオイスト兵士16歳と結婚し、15歳で長子をもうけた。マオイストの結婚規定は男性22歳、女性20歳以上⁴⁾で、ネパール民法の男性20歳、女性18歳より年齢が高いはずだが、現実とは異なる。また、規定に反した場合は他の部隊に配属になるなど罰則規定があるようだが、現在は、UNMINの収容所は出産ブームで、厳しい罰則を彼女は知らないと言う。現在21歳で6歳と4歳の2児の母親であり、子を育てるため、マオイストが経営する孤児院で住み込みの寮母をしている。包括和平協定が結ばれる前、彼女は毎日が恐怖の連続で、夫に離党してくれと懇願したが、彼はマオイスト以外に生きてゆく道は無いと頑なに拒否した。現在はUNMINの収容施設に住んでいるので安心だが、支給される月給5000Rsのうち3000Rsは党に上納される。2000Rsでは携帯電話の費用も出せないの、音信不通だと言う。サリヤンの実家のある村では、元マオイスト兵士であることと、ダリットという二重の差別を受けることが予測される。帰ったとしても、実家も夫の家も雨漏りのする掘っ立て小屋で、息子家族を寝かせる場所も無く、義父の稼ぎでは一家が食べてゆけない。孤

児院に住み込んでいけば食べられるし、カトマンズのほうがマシだと語った。彼女は子を抱えながら夫とともにジャングルの中を転々と移動した。村に定住していた頃は、家族住宅が与えられていたが、チトワンの湿地帯では飲み水も無く、バナナで小屋を建て、泥の中を移動した。月経になっても体調が悪くても休息をとることはできなかった。通常通りの生活をしたが、ナプキンなど支給品は無く、各人に任されていたので、布を確保することが難しかった。戦闘時や移動時には、替え布も無く、洗う水さえなかった。そんな中でも、夫が何時殺されるかが心配で、常に神経が張りつめた恐怖の毎日だった。政治的なアピールや女性への暴力防止、飲酒撲滅の寸劇など、党は、いろいろ良い事をしたと思うが、チャウパディ慣習の撲滅キャンペーンをやったことはないと言った。BBCが報道した記事に、チャウパディ・ゴートの中で出産した若い女性の写真がある⁵⁾。壁にはマオイストの宣伝ポスターがびっしりと貼られているが、チャウパディ慣習に対して党は疑問を感じていなかったのか、あるいは女性兵士に対して、月経期間も特別扱いしないことが、男女平等と考えていたのかもしれないと、呟いた⁶⁾。

おわりに

「チャウパディ慣習根絶令」で、ネパール政府は2000年近く引き継いできたヒンドゥーの慣習を陋習と断言した。中央官庁から郡、市、村に至るまで、ものものしいほどの根絶組織委員会を作った。しかし、事件は起きた。敬虔なヒンドゥー教徒は、チャウパディばかりでなく、ヴァルタ¹⁾という週1度の断食日を定め、ジュース程度しか採らず、精神統一をして、信奉する神へ向かって自ら課した義務を果たす。こうした行為を行うのは女性が多い。ヴァルタとエカダシ²⁾と月経が重なり、あるいは連続すると、断食が長引くことになる。そのため、都市の住民は、重要な供養行事が予定されていると、比較的簡単に月経日変更のために低用量ピルを利用する。

極西ネパールのドティ郡ガンケット村を訪れたK氏は、「村の60戸のうち50戸はインドへ出稼ぎに行っている。行きたいからではなく行かなければ生活ができないからだ。中学生さえ勉強を辞めて行ってしまう。一毛作地帯で売れるほどの収穫物は無く、畑や家事の9割は女性の仕事になっている。女性たちは石のような裸足をしている。一方男性は、おしゃれをして働かず朝からトランプに興じ、妻を働きに出しては日当を夫が受け取り、酒を飲んでしまう。男子を産まないと妻の責任とされ、いじめられる。月経の際は別小屋に住み、犬も歩かない道を探して歩くなど、家畜のような扱いを受けている。過酷な状況にも関わらず、女性自身が問題を問題と思っていない」と伝えてきた(2010.11.10)。

西欧社会およびそれらに準ずる外部の、異なる価値観を持った者には理解できないことがある。しかし、村の外の世界さえ知らない人々に対して、「人権侵害」、「虐待」、「法律違反」と決めつけても理解されない。かつて、文化人類学者D.B.ピスタは、「ヒンドゥー教が悪教なのではない。宿命論を信じ込ませ、社会的権力を掌握し、享受している人々(階層)が悪いの

だ」と筆者に語った。同様に、外部から異なる価値観を押し付けても解決策にはならない。

(1) 女子大生へのアンケート結果から、月経に対する不浄観は、初潮が来て怯えている少女に対して、科学的知識ではなく、処置が11日間のチャウパディ期間中に教え込まれることが分かる。つまり、チャウパディ慣習を廃絶するためには、月経開始前の段階で科学的な知識と栄養学を女子生徒のみならず男子生徒にも教える必要がある。このことから、「チャウパディ慣習根絶令」が、ネパール政府のコンセンサスでありチャレンジであるなら、省庁の中で最も弱体である女性・子ども・社会福祉省を主要担当官庁とせず、教育省も主要官庁の1つ定め、学校教育の中で不浄観を根絶するための教育を徹底すべきである。

(2) 近郊農家では、午後4時に来る野菜集荷トラックに間に合わせるために、女性たちが月経中で辛くとも、ナプキンを分厚くして、身の丈以上の野菜を担いで集まる。長い間の慣習を変更するには、それによって安寧を得ている側(男性)が納得する見返りが必要になる。その最も単純で有効な手段が経済活動である。最も遅れているといわれる西部・極西部地域で収入が得られるようになれば、教育の普及とともに、女性に対する家族や周囲の圧力は確実に弱くなり、女性の発言権が強まる。チャウパディ慣習と女性の経済的自立は天秤ばかりの関係である。外部圧力も支援にはなるが、与えられる自立ではなく、女性自身の自立によってのみ廃絶が可能となる。

少なくとも、類似経験を持つ日本の女性は、西欧社会の女性よりも理解をすることが可能である。明治期に殖産興業の掛け声とともに月経のタブーより社会進出が求められたこと、また、第二次大戦後に月経用品の画期的な改良製品が行われ³⁾、女性の社会進出の契機となったことを中年以上の女性たちは記憶している。つまり、チャウパディ慣習廃止のために設けられた委員会やINGOが違反者を摘発するのではなく、地域の経済開発促進が最も効果的と言うことができる。同時に、母性保護の立場から、月経期間や出産期間の安息を確保するため、VDC⁴⁾のヘルスポスト⁵⁾に、産室を併設する政策を提案する。さらに、貧困・未開発地域の隅々まで入り込んだマオイストがチャウパディ・ゴート廃止のために組織力を発揮することを期待する。

注

はじめに

1) 最高裁判所長官 Dilip Kumar Paudel

2) “Chhaupadi pratha unmulan garna baneko nirdeshika” の原文。ダウンロード可能。

[Chhaupadi-Nirdeshika final.pdf](#) (2010.9.1.)

(<http://www.worecnepal.org/publication/chhaupadi-pratha-unmulan-nirdeshika-2064>)

(2010.9.1.)

“Chhaupadi Pratha”は、英語で“Chhaupadi System”と表記されている。本稿では、ヒンドゥーの不浄観に基づく慣習と捉え、「チャウパディ慣習」と表記する。また、「チョウパディ」との表記も見られるが、ネパール語読みではチャウパディである。この慣習は、ヒンドゥー社会の

最上位階層バラモンの行動規範として書かれた『マヌ法典』に基づき、女性の月経および出産の血の穢れを日常生活から隔離するため、家屋外の家畜小屋あるいは村はずれの小屋で、穢れ期間を過ごす慣習である。



ネパール西部開発地域ダイレク郡のS村
で友人の Safara Rajbhandari さんが撮影。
2010.2.19.

典型的なチャウパディ・ゴート

[http://archive.student.bmj.com/issues/05/05/
life/206.php](http://archive.student.bmj.com/issues/05/05/life/206.php) (2010.9.5)

3) チャウパディ・ゴート的一种。月経・出産専用小屋でカテロ (Katero) とも呼ばれる。極西部のアッチャム郡では“Chhaupadi”、フムラ郡では“Chueekula”、ダデルドゥラ郡では“Chhue”と呼ばれる (Kandel, [?])。ネパール語は月経中の女性を“Rajewadhi”と言うが、日本で月経を「あれ」と言うように、ネパールでも、“Para” (あちら) と直接表現を避ける。都市では既にタブー視が薄れてきているが、あからさまに話題にすべきことでもない。かつて、日本でもチャウパディ・ゴートと同様の施設が、西日本に多く存在していた。明治元年に廃止令が出たが、福井県若狭では昭和48年まで存在し、現在は民俗文化財になっている。古事記に「鵜葺屋 (うぶきや)」とあり、「産屋 (うぶや)」「産小屋」「槻小屋 (つきごや)」「忌み小屋」「別屋」「月小屋」などと呼ばれてきた。産小屋は村落共同体の管理下にあり、若い女性が性や生活の知恵について年上の女性から学ぶ女性センター的役割も果たし、同時に、過重な家事労働を免除される月経休暇を過ごす場でもあった。また、この小屋を使用する女性には生殖能力があることが公的に証明されることにもなり、村落共同体の男性は、他村の男性から女性を護る義務を負っていた。月経は決して個人の内密のものではなかった。しかし、明治政府は明治元年 (1867) 12月24日に「産婆取締規則」を發布し (医学書院『助産婦雑誌』第54巻第12号 (2000))、男性の出入りによる風俗の乱れを取り締まる目的と、取り上げ婆 (出産に熟練した女性) による墮胎・売薬販売禁止 (明治2年10月 1868)、産婆の墮胎・売薬の取り扱い禁止 (明治3年2月 1869年) を発した。続いて「産婆規則」 (明治32年7月18日 勅令345号) を発して看護学校の設立を促進した。この明治政府による欧米風近代化政策が大半の産小屋を廃止することにつながった。中には、その施設の効用を擁護する地域もあり、若狭では昭和時代まで存続した。

日本の産屋 京都府三和町大原有形民俗文化財



床は板敷きではなく、川や海の砂を敷き、その上に藁を敷いた。この砂を産砂（うぶすな）といい、産殿の下に撒くと安産であるという言い伝えがあった。木花咲耶姫命は安産の神である。



福井県敦賀市の産小屋。昭和48年
まであった。二間 19.5 m²

4) 2010年1月17日発行 Kathmandu Post 紙は、アッチャム郡のチャウパディ・ゴートで女性と9ヶ月の息子が死亡していたことを報じ、凍死と推測している。

<http://www.highbeam.com/doc/1G1-218285383.html>

5) WHO (World Health organization) 世界保健機構

UNICEF (United Nations Children's Fund) 国連こども基金

UNPF (United Nations Population Fund) 国連人口基金

COCAP (Collective Campaign for Peace) 主にドイツの Misereor Germany、KURVE Wustrow 等資金援助を得て活動している人権団体。

6) アラブ系メディア アルジャジーラ

<http://english.aljazeera.net/programmes/witness/2010/05/20105372154435803.html> (2010.9.25)

7) Republica ネパールの代表的な英字新聞 Kathmandu Post の編集者たちが立ち上げた社会派メディア。http://www.myrepublica.com/portal/index.php?action=news_details&news_id=20263 (2010.9.20)

8) 三瓶清朝 (1991), 山上亜紀 (2001), 同 (2008)

9) 結城史隆 (1990), 上原善広 (2002), 桐村彰郎 (2006), 森本泉 (2008)

10) 山口しのぶ (2009)

11) Adhikari, P., et al., (2007)

12) Menstruation を、日本では「生理」と表現することが多いが、医学論文で広義に扱われて

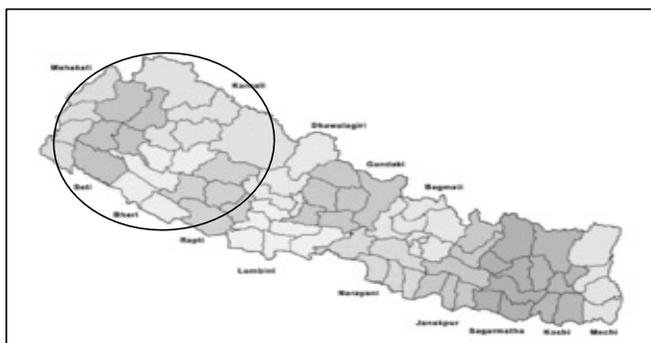
いるため本稿では「月経」とする。

13) 産屋や出産の習俗に関する調査研究が行なわれ、瀬川清子を中心とする女性民俗学会誌『女性と経験』誌に報告されている。また、谷川健一、西山やよいも若狭の産屋研究を行なっている。しかし、日本でも、初潮、出産、死など特別の場合の儀礼が中心で、日常的な月経に関する研究は少ない。波平恵美子は月経や出産の際に女性が籠る小屋（月経小屋・産小屋）の伝統が存在する複数の地域を調査した結果、女性が差別されているというよりその地位が他地域よりむしろ高く扱われていること、それら習俗の廃止にむしろ女性が反対してきた経緯があることを挙げ、このような習俗が、日本ではむしろ男女の社会的格差が小さい地域に見られることから、単純な「月経・出産の不浄視→女性の蔑視」というステレオタイプな説明に懐疑的」という意見もある。ネパールについては、未調査である。

第I章 慣習

1) 宮田登（1978）

2) ネパール地図 円内は、中西部と極西部開発地域



3) カトマンズで、ミドルクラスの女性たちにインタビュー（2009.12.22）。

日本では、1986年に「男女雇用機会均等法」が施行された際、母性保護を理由として女性労働者に認められていた月2日間の有給生理休暇が廃止され、年次休暇の中で取るようになった。実際には取りにくい状況となり、子育て中の母親労働者にとっては、年次休暇は子どもの病気のために確保しておく必要があったから、生理休暇の廃止は女性の体を休ませるための24日間を奪うことになった。さらに、女性の深夜労働が可能になったことも、低賃金の深夜労働者を供給し経営者を利することになった。シングルマザーは昼夜兼行の労働をすることが可能になったと同時に、健康を害すれば生活が崩壊するという状況に追い込まれた。法的地位の向上が、底辺の女性の現実と必ずしも合致しないこともある。

4) 渡瀬信之 訳, 1991, 『サンスクリット原典全訳マヌ法典』（中公文庫）, 中央公論社。

5) ポカラ女子大さくら寮の学生へのアンケート集計

開発地域	出身地	民族・ 氏姓	禁止 事項	手当材料	初潮 年齢	初潮 儀礼	月経中	母親
	山岳地（チベット仏教、ヒンドゥー）							

極西部	フムラ	タマン	共通	手製木綿 ナプキン	14	11日間	4日間家の 外で過ごす	○
極西部	フムラ	ラマ	共通	古サリー布	13		同	○
中西部	ドルパ	ブツダ	共通	古サリー 市販ナプキン	14		同	○
西部	ムスタン	タカリー	なし	古サリー布	16	なし	通常の生活	○
北部山間地 (ヒンドゥー)								
極西部	バジヤン	ロカヤ	共通	古サリー布	12		同	○
中西部	ジュムラ	ネワール	共通	手製木綿 ナプキン	17		同	○
中西部	ジュムラ	カトリ	共通	古サリー布	14		同	○
中西部	ジュムラ	ブツダ	共通	古サリー布	14		同	○
中西部	ジュムラ	?	共通	古サリー布	15		同	○
中西部	バジュラ	ラワト	共通	古サリー布	11		同	○
中西部	ジャジャルコッ ト	?バシ	共通	古サリー布	12		同	○
中部山間地 (ヒンドゥー)								
中西部	ロールパ	ガルティ	共通	市販ナプキン	14		同	○
中西部	サリヤン	ブダトキ	共通	古サリー布	12		同	○
極西部	ドティ	マダイ	共通	古サリー布	11		同	○
極西部	ドティ	ジュール	共通	古サリー布	12		同	○
中西部	アッチャム	サウンダ ①②③		古サリー布	12	12日間	同	○
中西部	アッチャム	サウンダ	共通	古サリー布	14	11日間	同	○
中央ネパール開発地域 (緩やかなヒンドゥーまたはチベット仏教)								
中央部	ゴルカ	グルン	共通	市販ナプキン	14		同	○
中央部	ゴルカ	グルン	共通	市販ナプキン	12		同	○
南部平原 (インド系ヒンドゥー)								
西部	ルパンデヒ	B.K.	共通	古サリー布	16		同	○
西部	カピラバストウ	アルヤル	共通	古サリー布	13		同	○

6) UNESCO, "Review of Research Literature Girls' Education in Nepal", 2004. p.3.

<http://unesdoc.unesco.org/images/0013/001386/138640e.pdf> (2010.9.10)

7) Adhikari, P., et al.,2007.

8) ボーヴォワール, 1953.

第II章 法律

1) ピクラム暦は、ネパールの公用暦。バイサク月11日2063年は、西洋暦の2005年5月2日に当たる。

2) ピクラム暦のBaishakh 29 2064 BSに政令が発出された。西洋暦2007年5月9日に当たる。

3) ダミ、ジャンクリと呼ばれる呪術師は、アニミズムに基づく祈祷師で身近相談から医師の役割まで果たしてきた。多くの村人は病気は悪霊による仕業と考え、医師に見せるより祈祷師に供物を捧げて体内から悪霊を追い出してもらい儀式を好む。祈祷師は、太鼓を叩き、舞い、

トランス状態になって先祖との交信あるいは悪霊払いを行う。日本にも戦後まで「拝み屋」が町内に存在した。

4) パンディットは、ヒンドゥーの村の僧侶であり、知識人である。祭りの際には経典を読み、村のラブ（伝承）を読むなど、中心的な働きをする。

5) 伝統的村長をムキヤと言ひ、現在の行政組織である VDC（村落開発委員会）の委員長とは異なる。村長（むらおさ）は、村内において財力もあり村民の信頼を得た村民代表とも言える存在で、かつては行政、司法など村の諸問題の全てを担い、村を治めてきたリーダーである。

6) Save the Children, ノールウェイの INGO 団体等。

7) Legal News, 2005. Sep.5, "Court asks Govt. to Abolish 'Chhaupadi' system"

<http://nepallaw.blogspot.com/2005/09/court-asks-govt.html> (2010.9.10)

8) Legal News, 2005.Nov, 26, "Govt Ignoring SC Verdict on Chhaupadi"

<http://nepallaw.blogspot.com/2005/09/court-asks-govt.htm> (2010.9.10)

9) 2006 年 11 月 21 日 7 政党とネパール共産党毛沢東派の間で停戦合意と包括和平協定調印。2007 年 1 月 15 日に、166 条からなる暫定憲法が施行された。

暫定憲法 107 条 公益訴訟 (Public Interest Litigation (PIL))

第三章 人権

1) マオイスト系週刊紙 Janadesh Weekly の記者 Dipak Sapkota は、Revolution 誌 (#011, August 14, 2005, posted at revcom.us <http://www.revcom.us/>) への投稿で、「ネパール正規軍の女性を含め、マオイストは男女ほぼ同数」と報告している。<http://revcom.us/a/011/women-fighting-new-nepal.htm> (2010.10.5)

ネパールの丘陵や山岳地域の村落の住民は貧しく、今日の食料を満足に確保できない地域さえある。そうした状況で、マオイストが人民戦争を宣言した 20 世紀末期、人々はその情宣活動に「救世主」の到来を感じたであろう。また、最下層のダリットや土地無し農民にとっては、それ以外の生きる道は無かったであろう。しかし、後半になると、武力をたてに各戸 1 名の兵士供出を命じられ、家を継ぐ息子より娘を出す家が多かった。これが女性兵士が多い理由の 1 つである。マオイストにしても国軍にしても、村落に現れると、食事、宿泊を強制的に提供させられ、拒否すれば殺され、レイプされた。財産がある村民は都市へ逃れ、彼らの土地・家財はマオイストに占拠されたまま、未だに返還が完了していない。現在、マオイスト軍兵士と武器は国連平和維持軍 (UNMIN) の監視下にあり、国軍への統合問題解決の終盤にさしかかっている。

2) 都市の女性の権利・人権運動に関わる女性たちの多くが 1990 年の民主化時代から活動を続けている高位階層 (バフン、チェトリ) やネワールの高学歴者である。INGO は、社会貢献という聞こえの良い就職先で、高収入であり、外国 NGO に招かれる機会があり、英語が使えるという、高位階層にとっては憧れの職業である。貧困、女性差別、児童労働などの問題が解決すると、NGO の人々の職場が失われるという側面もある。

3) “Nepal Treaty Act, 2047 (1990)”, Date of Authentification and publication” 1 Mangsir 2047 (November 11, 1990). Enacted by His Majesty the King Birendra Bir Bikram Shah Dev under Article 129 of the Constitution on the advice and with the approval of the Council Ministers. Amendment by Interim Constitution of Nepal, 2063 (2006).



右 パンパ・ブサルさん、左 筆者
2010.3.6 東京

4) マオイストの結婚規定

- ① 結婚に際しては、党から許可を取らねばならない。
- ② マオイストはマオイスト以外の人間とは結婚できない。
- ③ 男は22歳以上、女は20歳以上
- ④ 党員資格を得てから2年以上未満は結婚許可が出ない。
- ⑤ マオイスト同士の恋愛関係であっても、党からすぐに結婚許可が下りるわけではない
- ⑥ 党外の人と結婚する場合、離党するか、相手を入党させ、2年以上経過するのを待つ。
- ⑦ 許可を待てない者は、離脱する。
- ⑧ マオイストが婚前に関係を持つことは重罪となり、処分の対象になる。

5) チャウパディ・ゴートで出産後の不浄期間11日を過ごす若い母親。



彼女だけが赤ん坊に触れることができる。しかし、彼女には乾パン、青野菜しか与えられず、肉、豆、ミルク、バターなど栄養のある食事は与えられない。彼女の背後の壁には、マオイストの宣伝ポスターがびっしりと貼られている。

6) 研究者の間では、マオイスト研究が盛んである。そのためか、この程度の話でも、軍内部の話は一切外国人に話してはならないと、かん口令が出されているため、戦闘経験者でインタビューに応じてくれる人を得るのに、たいへん苦勞した。

マオイストの元女性兵士が、兵士であった頃の日常や、心情を日記風にした本が出版された。

“Rai, Tara, “Chhapamar yuwatiko daiyari”, Ratna Pustak Bhandar.Kathmandu, 2010.”

増刷してもすぐに売り切れになってしまうほどだが、この本が発禁にならず、本人が処分され

ないということは、党にとっても PR 効果がある内容ということである。

おわりに

- 1) 標準的ネパール語ではヴァルタ、サンスクリット語ではヴラタ (Vrata 厳格) と云う。敬虔なヒンドゥー教徒は、自分が定めた神に誓いをたて、誓いの証として、毎週 1 日を断食日とする。誓いを立てた神の名を他人には知らせない。
- 2) 新月の 11 日目に当たる日をエカダシと言う。ヒンドゥー社会では、多くの人々が断食をする。
- 3) アンネナプキン (株) 1961 年 (昭和 36 年)。使い捨てアンネナプキンの登場によって、女性は安心して長時間活動ができるようになった。また、トイレの改良が進んだ。女性にとって、心理的にも物理的にも大きな福音となり、女性の社会進出を促すものとなった。
- 4) VDC (Village Development Committee)。直訳すると「村落開発委員会」だが、ネパールの行政組織の末端の「村議会」である。1 つの VDC は 4 - 7 の Ward (地区) から成る。
- 5) ヘルスポスト。村落部で病院に代わる救急処置施設。医師は常駐しないが、講習を受けたヘルスワーカーが簡単な治療にあたり、医薬品の管理も行っている。ヘルスワーカーが常駐しない施設も少なくない。

参考資料

日本語文献

- 伊藤ゆき (2008) 「ネパールにおけるジェンダー政策の進展と女子教育の停滞：マオイストの武装闘争がもたらしたもの」『文京学院大学外国語学部文京学院短期大学紀要』第 8 号 p.181-197
- 上原善広 (2002) 「ネパールの「不可触民」サルキ」『部落解放』(501) p.112-123
- 桐村 彰郎 (2006) 「ネパールにおけるダリット差別」『奈良法学会雑誌』19 (3・4) 43-90 女性民俗学研究会 『女性と経験』第 1-20 号 (1956 - 1995)
- 玖珠郡助産婦会 (1983) 『助産婦の歩み 五十年史』(非売品)
- 瀬川清子 (1980) 『女の民俗誌 - そのけがれと神秘』東京書籍
- 谷内麻里子・塩谷壽翁 (2006) 「月経・出産・死における浄と不浄の空間的意味：ネワール族の住まいにおける人びとの行動と空間認識から見いだされる空間概念 ネパール・カトマンドゥ盆地のコカナとブンガマティの場合 その 2」『日本建築学会近畿支部研究報告集 計画系』(46) p.109-112
- 谷川健一・西山やよい (1993) 『産屋の民俗 - 若狭湾における産屋の聞き』国書刊行会
- 波平恵美子他編 (2003) 『暮らしの中の民俗学』(1), (2), (3), 吉川弘文館
- ビスタ, D.B., 田村真知子訳 日本ネパール協会編 (1993) 『ネパールの人々』(ネパール叢書) 古今書院
- ポーヴォワール, シモーン, 生島遼一訳 (1953) 「女はこうしてつくられる」『第二の性』第 1 巻新潮社
- 文化庁文化財保護部 (1964) 「若狭の産小屋習俗」『無形の民族文化財 記録』第 32 集
- 三瓶, 清朝 (1991) 「ネパールのブラーマンの家庭におけるけがれと社会構造」『民族学研究』p.383-405
- 宮田 登 (1978) 「血穢とケガレ - 日本人の宗教意識の一面」、下出積與先生還暦記念会世話人編 『日本における国家と宗教』大蔵出版

- 森 晴愛 (2007) 『布製ナプキンに関わる女性たちへのフィールドワーク』 宮崎公立大学人文学部国際文化学科卒業論文
- 森本 泉 (2008) 「カースト社会」における浄・不浄関係とその実践 -- ネパールの楽師カースト・ガンダルバをめぐる『人権と部落問題』(世界のくらしと文化 ネパール (3)) 60 (7) p.64-69
- 山上亜紀 (2001) 「ケガレにまつわる観念とその諸相: ネパール・バフンの視線」 『成蹊人文研究』 9 p.111-151
- (2008) 「米の象徴性 - ネパール・ネワール社会における浄・不浄観念を中心に」 『アジア太平洋研究』 33 p.59-78.
- 山口しのぶ (2009) 「ネパール仏教の死者儀礼 (仏教の生死観)」 『日本仏教学会年報』 (75) p.99-111
- 結城史隆 (1990) 「ダマイ -- ネパールの不可触民 (地域社会の民族誌)」 『社会の統合と動態』 p.55-75 小学館
- 渡瀬信之訳 (1991) 『サンスクリット原典全訳マヌ法典』 (中公文庫) 中央公論社
- ((2000) 『助産婦雑誌』 第54巻第12号医学書院)、続いて「産婆規則」(明治32年7月18日 勅令345号)

外国語文献

- Adhikari, P., et al., 2007, "Knowledge and Practice regarding Menstrual Hygiene in Rural Adolescent Girls of Nepal", *Kathmandu University Medical Journal*, Vol. 5, No. 3, Issue 19, p.382-386.
- Bennett, Lynn, 1976, "Sex and Motherhood among the Brahmins and Chhetris of East-Central Nepal," *Contributions to Nepalese Studies*, vol.3 p.1-52, Center for Nepal and Asian Studies.
- , 1983, *Dangerous Wives and Sacred Sisters: Social and Symbolic Roles of High Caste Women in Nepal*, Mandala.
- "Chhaupadi Pratha Unmulan Nirdeshika 2064" ネパール語原文は、下記からダウンロード可能
<http://www.worecnepal.org/sites/default/files/Chhaupadi-Nirdeshika%20final.pdf>
- Dahal, Khagendra, 2008, "Nepalese Woman dies after Banishment to Shed during Menstruation," *British Medical Journal (BMJ)*, 337, Nov.
- Kandel, Nirmal, et al., [?], "Chhue, Chhaupadi and Chueekula Pratha: Menstrual Sheds: Examples of Discriminatory Practices against Women in the Mid and Far Western Regions of Nepal: Considering Women as Impure or Unclean During Menstruation and Post-Partum Periods," <http://drnirmal.tripod.com/Journal1.pdf> (2010.9.10)
- Oster, Emily and Rebecca Thornton, (2009), "Menstruation and Education in Nepal," *NBER Working Papers* 14853, Feb.
- Pradhan, Anita, 2009, "Is Menstrual Hygiene and Management an Issue for Adolescent School Girls? : A Comparative Study of Four Schools in Different Settings of Nepal," *Report : Water Aid*
- Rai, Tara, 2010, *Chhapamar Yuwatiko Daiyari*, Ratna Pustak Bhandar, Kathmandu. (Nepali)
- Sapkota, Dipak, 2005. "Revolution" #011, August 14, 2005, posted at revcom.us <http://www.revcom.us/>
- Shrestha, Subina, 2010, "Birth in Nepal : The Country has some of the Worst Maternal Death Statistics in the World", *Aljazeera*. 2010.5.
<http://english.aljazeera.net/programmes/witness/2010/05/20105372154435803.html> (2010.9.5)

(2010.9.25 受稿, 2010.11.17 受理)